

令和7年（2025年）1月31日

職員の処分について

- 1 被処分者 環境局（出先） 作業長（男性 60歳）
- 2 処分内容 停職10日
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）、第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）及び第3号（一般非行）
- 4 処分発令日 令和7年（2025年）1月31日
- 5 事実の概要 被処分者は、令和6年7月4日から令和7年1月10日の間、特別休暇（公務災害又は通勤災害による療養休暇・有給）の取得を申請していた期間中であり、療養に専念する必要があるにも関わらず、令和6年11月30日に私的な宴会に参加したものの。

【参考①】熊本市懲戒処分の指針

1 一般服務関係

（3）休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

【参考②】令和6年度の処分状況（令和7年1月31日処分を含む）

16件 18人

【お問い合わせ先】

人事課：課長 木村 直人（きむら なおと）

副課長 深水 俊哉（ふかみ しゅんや）

電話：096-328-2149